

投資情報 Q&A

Q: 地方政府、開発区による各種優遇措置が整理、廃止されると聞きましたが、説明してください

～国発[2014]62号、財預[2014]415号の公布～

A: 地方政府、開発区等で制定、実施される税制優遇政策の整理と規範化を目的として、2014年12月9日付けで「税收等の優遇政策の整理と規範に関する通知」(国発[2014]62号、以下“62号通知”と表記)が国務院より公布されました。また62号通知を徹底するために、2014年12月22日付けで「国務院の税收等の優遇政策の整理、規範の徹底に関する若干事項の通知」(財預[2014]415号、以下“415号通知”と表記)が財政部より公布されています(以下、“62号通知”と“415号通知”を併せ、“62号通知等”と表記)。

62号通知等において、専門税收の法律法規及び「民族区域自治法」に規定する税收管理の権限を有していなければ、各地区は一律に独自の優遇政策を制定することが認められません。また、各部門は、国務院の認可を経ず、具体的な税收優遇を規定してはならないとも定めています。更に2015年3月31日までに省級人民政府及び関連部門は税收等の優遇政策の整理状況を財政部経由で国務院に報告するように求めています。

今回の62号通知等の公布を受け、これまで地方政府や開発区が独自に実施している優遇措置を見直す動きが既に見られています。今後、62号通知等の徹底により財政補填形式を含めた各種優遇措置が見直されることにより、これらを楽しんでいる企業に直接的な影響を及ぼす可能性があり、注意が必要です。

62号通知等の詳細は以下の通りです。

1. 62号通知の概要

(1) 各地方政府に対し禁止を求めている各種優遇政策

62号通知では、地方政府による独自の優遇政策の制定を禁止する以外に、以下等の行為を禁止しています。

- 規定に違反し、行政事業性費用と政府性基金の徴収の減免または猶予を行うこと及び優遇価格またはゼロ価格(中国語:零地価)で土地使用権を払下げること。
- 法律法規及び国務院の規定に違反し、企業が負担すべき社会保険料の減免または猶予を行うこと、或いは国務院の承認を得ずに統一規定料率を下回る社会保険料の納付を企業に対し容認すること。
- 法律法規に違反して制定された、企業及びその投資者(または管理者)の納めた税收または税收以外の収入と連動する財政支出に係る優遇政策を実施すること。

(具体的には“先徴収、後還付”政策、財政奨励金または補助金等の形式による土地使用権の払い下げ代金の減免等を含む)

また、62号通知ではその他の優遇政策の例として、企業に代わり社会保険料等の経営コストを負担すること、電気水道料金を優遇すること、その他の地域の企業を当地に誘致するために財政奨励金または補助金を与えること等を挙げており、これらについては、通達では、即時取消しを要求しないものの、段階的に規範化を進めなければならないと定めています。

(2) 各地方政府に対し 2015 年 3 月 31 日を期限とし要求している各種手続き

更に 62号通知では、各種優遇政策の整理と規範化の徹底を目的に、以下の手続きを 2015 年 3 月 31 日までに完了するよう、省級人民政府及び関連部門に要求しています。この際に、各省級の人民政府及び関連部門は、税制優遇の整理状況を財政部に報告し、財政部が全体を取り纏めて国務院に報告することが定められています。

- 各地方、各関連部門は自ら制定した優遇政策、特に企業と締結した契約書、協議書、覚書、会議の議事録等及び個別事案(中国語:一事一議)形式での指示、報告、回答に対して、全面的に漏れの無いように整理しなければならない。
- 国家の法律法規に違反する優遇政策を正式に廃止する。
- 法律法規に抵触せず、確かに存続させる必要のある優遇政策については、省級の人民政府または関連部門が財政部に報告し、審査を受けた後、国務院の指示を受ける。
- 各省級の人民政府及び関連部門は 2015 年 3 月 31 日までに、所轄の省(区、市)、部門における税收等の優遇政策の整理状況を財政部に報告しなければならない。財政部はこれをまとめて国務院に報告する。

(3) 415 号通知の概要

415号通知は、財政部が62号通知の実施を徹底すべく公布したものです。415号通知は62号通知を改めて踏襲すると共に、62号通知の公布日である2014年12月1日に起算して、法律法規に違反する優遇政策の即時停止を求めています。

また、地方政府独自の優遇政策の整理・規範化を徹底するため、415号通知では各種優遇政策の整理状況表(右表を参照)の雛形を付表として定めています。省、市、県級の財政部門はこれらの雛形を用いて優遇政策を種別ごとに記入し、同級人民政府の認可を受けた後、上級財政部門に届出する必要があります。更に、各省級財政部門は同省(区、市)の整理状況を全面的に総括し、整理状況報告書を作成した後、省級人民政府から財政部に報告しなければなりません。

415号通知に定める付表(各種整理状況表)

- 税收優遇政策の整理状況表
- 非税收優遇政策の整理状況表
- 社会保険費優遇政策の整理状況表
- 財政支出優遇政策の整理状況表
- 財政体制優遇政策の整理状況表
- その他優遇政策の整理状況表

2. 企業への影響及び今後の動向

これまでも中央政府は地方政府に対し、地方政府独自による各種優遇政策の実施を禁止する動きが繰返し見られていました¹。しかし、地方政府は自身の地方財政収入から優遇財源を補填する方式により、実質的な各種優遇措置或いは減免措置を行うなど、中央政府の政策が必ずしも徹底されたとは言い難い状況でした。これに対し、62号通知等では地方財政収入からの財政補填形式で各種優遇政策を実施することを禁止する旨を明記していることもあり、地方政府が各種優遇措置を見直す動きが見られています。

但し、62号通知等には違反行為に対する罰則規定等がないため、その実効性を含めた今後の動向を注視する必要があります。更に、62号通知等では2014年12月1日に起算し各種優遇政策の即時停止を求めているものの、各種優遇により既に享受した資金の還付までは求めています。しかし、62号通知等が徹底され多くの優遇措置が廃止になれば、当該優遇措置を享受する日系企業にとっては、資金計画の変更など直接的な影響が及ぶ可能性もあり、注意が必要です。

¹ 過去に地方政府独自の各種優遇政策を禁止する通達が以下の通り公布されている。

- ・「国務院關於加強依法治稅嚴格稅收管理權限的通知」(国発[1998]4号)
- ・「国務院關於糾正地方自行制定稅收先徵後返政策的通知」(国発[2000]2号)
- ・「財政部、國家稅務總局關於貫徹落實國務院關於實施企業所得稅過渡優遇政策關連問題的通知」(財稅[2008]21号)
- ・「財政部、國家稅務總局關於堅決制止越權減免稅、加強依法治稅工作的通知」(財稅 [2009]1号)等。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.